

「インターネット支店」取引規定
(2026年5月7日 改正)

第1条 取引の範囲

- (1) お客さまは、インターネット支店（以下「当店」といいます。）との間で本規定に基づき以下に定める取引をご利用いただけるものとします。
 - ①普通預金取引
 - ②貯蓄預金取引
 - ③総合口座取引（普通預金、定期預金および定期預金を担保とする当座貸越）
 - ④定期預金取引（積立定期預金を含みます）
 - ⑤外貨預金取引
 - ⑥投資信託取
 - ⑦その他当行所定の取引
- (2) 前項に規定する取引の口座のうち当行が定めるものについては、お客さまおひとりにつき1口座のみご利用いただけるものとします。なお、普通預金口座と総合口座の普通預金口座を重複してご利用いただくことはできません。
- (3) 当店で提供する取引サービスの内容、金利、手数料等は当行所定のものとし、当店以外の当行本支店とは異なる場合があります。

第2条 取引の開始

- (1) 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する満18歳以上の個人の方に限ります。
- (2) 当店との取引は、お客さまが本規定を承認し、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ当行所定の必要書類を添えて申し込み、当行がこれを受領し承認した場合に開始されるものとします。
- (3) 口座開設にあたっての本人確認は当行所定の手続きによるものとします。また当店ではお申込内容についてお客さまに照会を行う場合があります。この際、当店所定の期間にわたり連絡がとれない場合は受付を無効とし、申込関連書類一式を返送する場合がありますのでご了承ください。
- (4) 取引の開始にあたり、当店では第1条に定める普通預金口座（総合口座普通預金を含みます）を開設のうえキャッシュカードを発行し、当行所定の方法にてお届けします。
- (5) 当店の利用にあたり普通預金口座の開設は必須とします。なお、キャッシュカードをお受け取りにならなかった場合は受付を無効とし、同時に開設申込を受け付けた他の口座を含めたすべての口座を解約いたしますのでご了承ください。
- (6) 当店以外の当行本支店から、取引店の変更を行うことにより当店と取引を開始することはできません。

第3条 お届け印

- (1) 当店との取引開始にあたっては、当店での取引に使用する印鑑を届け出てください。なお、印鑑はお客さまおひとりにつき1つのみお届けいただき、当店における取引について共通に使用するものとします。
- (2) 取引において各種申込書、諸届、その他の書類に使用された印影を前項の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

第4条 当店との取引方法

- (1) 当店との取引は、原則として以下のいずれかの方法により行うものとします。
 - ①「いよぎんダイレクト」または「AGENTアプリ」による取引
 - ②当行本支店の現金自動預入払出機（ATM）および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出機・現金自動預入機・現金自動支払機（ATM・CD）による取引
 - ③その他当行所定の方法による取引
- (2) 停電・故障等により当行のATM・CDによる取り扱いができない場合および通信機器・回線

等の障害等により「いよぎんダイレクト」または「AGENTアプリ」による取引ができない場合には、当店以外の当行本支店において、窓口営業時間内に限り当行所定の方法で取引を受け付けるものとします。なお、これに伴い当店のサービス取扱に遅延または不能等が発生した場合においても、当行は責任を負いません。

- (3) 当行本支店窓口で当店の口座に関する当行所定の取引を行う場合、当行所定の本人確認手続きを行うものとします。
- (4) 各取引方法において、当店で取り扱う商品サービスおよび業務等は当行所定のものとし、当店以外の当行本支店窓口で取り扱う商品サービスおよび業務等と異なる場合があります。

第5条 取引確認方法

- (1) 当店では預金通帳または証書の発行はいたしません。当店におけるお客さまの取引残高、取引明細等は、お客さま自身が「いよぎんダイレクト」または「AGENTアプリ」を利用して適宜確認し、必要に応じて印刷していただくものとします。
- (2) 前項に定める取引残高、取引明細等の確認が可能な期間は、当行所定の期間とします。
- (3) 残高証明書等の発行が必要な場合は、当行所定の方法によりお申し込みいただくことにより発行いたします。なおこの場合、当店では当行所定の手数料を「いよぎんダイレクト」の代表口座またはお客さまが当店に保有する普通預金口座から払戻請求書の提出なしに引き落とすものとします。

第6条 通知および告知方法

- (1) 当行からお客さまへの各種通知または告知は、当行所定のホームページへの掲示、届出住所への郵送または届出のメールアドレスへのEメール送信等により行います。
- (2) 当行が届出の住所またはメールアドレス等に各種通知および告知を行った場合、当該通知および告知が延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について当行は責任を負いません。

第7条 取扱商品・サービスにおける特例

- (1) 定期預金
当店で取り扱う定期預金（積立定期預金を含みます）は当行所定のものとし、当店以外の当行本支店で取り扱う定期預金商品とは異なる場合があります。
- (2) 外貨預金
当店における外貨預金の取り扱いはすべて「いよぎんダイレクト」または「AGENTアプリ」を通じて行うものとし、通帳の発行はいたしません。
- (3) 投資信託
当店にて証券振替決済口座を開設する場合、証券取引指定預金口座はお客さま名義の当店普通預金口座といたします。なお、既に当店以外の当行本支店において証券振替決済口座をお持ちの場合は、当店にて口座開設を行うことはできません。

第8条 取引・サービス等の変更

当行は、当店で取り扱う取引の種類、サービス、手数料等の内容を変更する場合があります。なお、その場合は、当行ホームページへの掲示にてお客さまに通知するものとします。

第9条 届出事項の変更等

- (1) お届け印、住所、氏名、電話番号、Eメールアドレス等、当行への届出事項に変更があった場合は、当行所定の方法によりすみやかに当行に届出を行ってください。
- (2) 変更の届け出は、当行の変更処理が完了した後に有効となります。なお、変更処理が完了するまでの間に、当該変更が行われなかったことによりお客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。また、届け出の前に生じた損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 届出住所またはEメールアドレスに宛てて送付した送付書類または通知が未着として当行に返

戻された場合、当行はその後の送付書類の送付または通知を中止するとともに、全部または一部の取引を制限することができるものとします。なお、返戻された送付物について当行は保管責任を負いません。

第10条 喪失の届出

お届け印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行へ連絡するとともに、当行所定の手続きを行うものとします。なお、お届け印、キャッシュカード等の紛失を当行へ連絡する以前に生じた損害については当行は責任を負いません。

第11条 マル優の取り扱い

本店では、少額預金の利子非課税制度（マル優）の取り扱いはいたしません。

第12条 証券類の取り扱い

- (1) 当店は、手形、当座小切手等の発行はいたしません。
- (2) 各種預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受け入れはいたしません。

第13条 解約

- (1) お客さまが当店に開設した口座その他の当店との取引を解約する場合は、当店に申し出のうえ当行所定の手続きを行ってください。なお、当店を引き続き利用する場合は当店普通預金口座を解約することはできません。
- (2) 当店との取引をすべて解約する場合においてお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の振込手数料を差し引いたうえで振り込むものとします。また、お客さまに対する貸越元利金、未収手数料等がある場合はそれらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。
- (3) 前項において、解約元利金の合計額が当行所定の振込手数料を下回る場合、支払いは行わないものとします。
- (4) 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合、当行は当店の口座開設の申し込みがなかったものとして当該預金口座等を解約できるものとします。

第14条 規定の準用

- (1) 当店との取引において本規定に定めがない事項については、「いよぎんダイレクト」サービス規定および「AGENTアプリ」利用規約をはじめ、各種預金規定、振込規定など当行が定めるすべての規定により取り扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定を優先して適用いたします。
- (3) お客さまが個別の規定を必要とする場合は当店に請求いただくものとします。

第15条 規定の変更

- (1) 当行は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとし、変更日以降は変更後の内容にしたがい取り扱うものとします。なお、規定の内容を変更する場合、当行は変更後の内容を当行ホームページに掲示するなど当行所定の方法により告知します。
- (2) 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第16条 合意管轄

本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上